

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年10月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 01) 第9296号	室田工務店	室田 一男	浜田市熱田町1554-1	許可を受ける全ての建設業	令和6年10月2日
2	島根県知事許可 (般 04) 第4339号	(株)神庭技建	神庭 日出男	松江市乃木福富町128	許可を受ける全ての建設業	令和6年10月4日
3	島根県知事許可 (般 03) 第8597号	島根ヒロケン(有)	安田 詔二	大田市大田町大田口1173-3	許可を受ける全ての建設業	令和6年10月8日
4	島根県知事許可 (般 01) 第3744号	(有)河野建設	河野 充司	益田市匹見町紙祖イ113-1	許可を受ける全ての建設業	令和6年10月9日
5	島根県知事許可 (般 02) 第9435号	原田建築	原田 繁夫	松江市西忌部町2138-31	許可を受ける全ての建設業	令和6年10月10日
6	島根県知事許可 (般 01) 第8901号	(株)オープンハウス	三原 久季	出雲市西新町1-2453-8	許可を受ける全ての建設業	令和6年10月10日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 03) 第7922号	(有)土江重機	土江 光二	出雲市国富町838-2	解	令和6年10月10日
2	島根県知事許可 (般 02) 第1405号	(株)倉橋工務店	倉橋 一喜	出雲市野郷町1900	園	令和6年10月10日
その他(特定許可廃業→一般許可取得)						
1	島根県知事許可 (特 01) 第3089号	双葉建設(有)	影 大地	松江市佐草町211-6	許可を受ける全ての建設業	令和6年10月7日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」カラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業